

Rotary



宮崎南週報

インスピレーションになろう



バリ・ラシン
2018-18年度RI会長

南の風、吹かそう皆で！

宮崎南ロータリークラブ

会長 早瀬清則

第2000回例会

2019.4.8

会長／早瀬清則 幹事／山地久守
副会長／小園隆司 会報／三重野孝
例会場／宮崎観光ホテル
ソング／奉仕の理想
ロータリーの目的

会長挨拶

早瀬清則会長



皆さんこんにちは、今日は2000回目の例会になります。お目出度ございます。この挨拶は、次会2001回目の祝賀会で述べさせて頂きたいと思います。

先週の例会は丁度、新元号が発表された日でした。それから一週間。新元号【令和】は瞬く間に全国に浸透し、今や知らない人はいませんが、5月1日天皇即位の日から、使われ始めます。この日は国民的祝日となり10連休も実現しました。皆さんで思い思いに祝って頂きたいと思います。

今、毎日の様にテレビで皇室の事を取り上げておりますから、今度は「菊」に代わって「桜」について話したいと思います。

桜は、今どこも満開ですが今年は特に天候にも恵まれ、最高の花見が出来ています。桜の名所に行かなくても町中で綺麗な花を見ることが出来ますが、私が知る限り、平成の30年間で1番の桜だと思います。

桜は8分咲きが1番綺麗、そして、男も8分咲きだそうですが、この会場の男性は、ほとんどが8分咲きです。ただ、綺麗と言う事で無く、皆さん的情熱が溢れています。男らしさを感じられます。

満開の桜は奇麗ですが、ハラハラと散る桜も又風情があります。

出席委員会報告

島田博良委員長

出席状況

本日状況		前々回状況	
会員数	(41) 44名	会員数	(45) 47名
本日欠席者数	16名	ホームクラブ出席者数	25名
本日出席者数	28名	メークアップ数	3名
出席率	68.29%	修正出席者数	28名
		修正出席率	62.22%

ニコニコ
BOX 6件 13,000円
累計234,200円

募金箱 5,344円
累計140,605円

風さう 花よりもなお 我はまた

春の名残を いかにとやせん

播州赤穂城主、浅野内匠頭長矩の辞世の句ですが風に舞い落ちる花びらに、自分の短い人生を重ね合わせ、詠まれた歌であります。悲しくも、美しい、絵のような情景が浮かんでまいります。

しかしこの桜、直ぐに青葉が生い茂り、又 花咲く準備が始まります。

この様に、「桜」も「菊」も毎年同じ様な事を繰り返しておりますが、少しずつ何かが違う、この積み重ねが歴史と言う物なのでしょうか。

来たる5月1日は、この歴史に又ひとつ新たなページが加わります。

楽しみにしたいと思います。

幹事報告

山地久守幹事



・事務所移転のお知らせが届いております。宮崎、宮崎北、宮崎東ロータリークラブ。

新住所 宮崎市宮田町13-8 田崎ビル



ロータリー情報

●米山奨学金 (Yoneyama Scholarships)

日本以外の国籍を有する者で、日本の大学院、大学または研究機関等に留学または研究のため籍している外国人に対し、国際理解と親善に寄与することを目的とした日本のロータリー独自の国際奨学制度。奨学生一人一人に世話をクラブおよびカウンセラーを定め、相談相手になっているのが特色。

ニコニコBOX



高瀬俊彦会員

この数日間、好意と友情をたくさん頂く出来事がございました。色々な多くの仲間に感謝申し上げます。



大迫雅浩会員

4月5日付宮日新聞に当社の全国展開のビジネスモデルの記事が掲載されました。引き続き頑張ります!!



開地俊昭会員

4月7日入園式が有りました。5年間の長い期間、保護者会の会長を務めさせて頂きましたが、全ての幼稚園行事が終わりまして肩の荷がありました。



寺村明之会員

今年もお陰様でアクサレディスゴルフIN Miyazakiを無事終える事が出来ました。皆様のお力添えに心から感謝致します。地元脇元華選手の活躍で、史上最高の15,000人の来示容赦に達しました。



富井雄二会員

本が出ました。



島田博良会員

県の仕事を受注しました。

本日のプログラム

会員卓話

杉本英一会員

SAAとは？



ロータリーのSAAとは「サージェントアットアームズ」の頭文字をとって、SAAといいます。例会などの会が秩序正しく、楽しい雰囲気で運営されるための進行役を務める、とあります。また「会場監督」ともいいます。知っておかれるよいと思います。

車の普及率

松田会長エレクトが病にたおれられて驚いているところです。

車は非常に便利でもあり、操作を誤ると危険も伴いますが、今ではなくてはならないものです。全国での車の普及率を見ますと、「一家に一台」と言われます通り、全国平均で一世帯につき1.07台になります。これを都道府県別でランキングをみると、1位が 福井県(1.752台)、2位が富山県(1.712台)、3位が山形県(1.673台)となっています。ちなみに九州1位は全国12位で佐賀県(1.52台)となっております。熊本、大分、宮崎はといいますと、全国29位で1.276台となっています。

全国的に人口減少と少子化により平成18年をピークに車の普及率というのは減少傾向にあります。逆に最下位は、東京都(0.456台)、大阪府(0.657台)、神奈川県(0.731台)となります。これは、やはり普段の交通手段が関係しており、都市交通、鉄道、地下鉄やバスの発達に反比例していると言えます。

車社会の宮崎

宮崎ではどうかと、やはり市民の足は車で、車社会ともいわれています。通勤ではほとんどのかたが車を利用していると言えます。電車もバスもありますが、通勤には使われていないというのが現状です。自家用車での通学通勤率では、1位が富山県、2位山形県、3位福井県 宮崎は12位で九州トップです。これは、人口が少ない地方や農業就業人口と比例しています。また、共働きが多く、夫婦別々で車での

次年度幹事報告

大迫雅浩次年度幹事



5月12日(日)に地区研修協議会が行われますので、次年度の委員長様は、ご参加をお願い致します。

米山奨学生オリエンテーション報告 野田一孝会員



4月6日(土)に米山奨学生カウンセラーオリエンテーションがありました。宮崎南RCの奨学生は、タイ国出身で、宮崎大学所属のチョティカジョン・アワッサヤ(女性)に決定しました。宮崎RC 7名。鹿児島RC 7名の14名となっております。

宮崎南RCのチョティカジョン・アワッサヤさんを宜しくお願ひ致します。

通勤が多いと言えます。

車はやはり便利ですが、そこで何が言えるかといいますと、車の利用で運動不足から肥満率につながります。肥満率を見ますと、沖縄県、宮崎県、福島県、とやはり宮崎も全国的に肥満率が高い県だと言えます。それは、車の保有もありますが、食生活にも関係してるとと言えます。

宮崎のスポーツ店

しかし、宮崎も捨てたものではありません。全国のスポーツ用品店の店舗数では都道府県ランキングでは、なんと宮崎が1位です。全国平均では10万人あたり11.0軒、宮崎は17.7軒です。スポーツ店には、釣具店、ゴルフ店なども含まれることなので、釣り場やゴルフ場の多い宮崎ならではなのかもしれません。

スポーツの日

2020年には東京オリンピックが開催されます。その2020年には「体育の日」から「スポーツの日」に変更されることが決定しております。

生涯健康

やはり、少しの運動、スポーツが健康につながり、そのひとりひとりの健康は、医療費の削減につながりますし、医師不足解消にもつながります。みなさまも健康第一に健康寿命を延ばして、医療費の削減をして国民の負担を減らす奉仕活動をしてみてはどうでしょうか？

以上で、私の卓話とさせていただきます。ありがとうございました。

杉本英一会員



1. 自己紹介

2月18日に入会しました、杉本英一と申します。宜しくお願い致します。昭和52年9月生まれで41歳になります。平成25年4月に結婚しまして、現在2歳の長男と家族3人希望ヶ丘で生活しています。

小学校から高校まで希望ヶ丘で生活し、出身学校は、本郷小・本郷中・宮崎南校になります。大学から県外に出まして、平成19年4月に熊本で司法書士

登録、平成21年6月に宮崎市別府町で司法書士事務所を開業し現在に至ります。

2. 司法書士を目指したきっかけ

大学では文学部哲学科に在籍し、現在の仕事とは無縁の研究をしていましたが、大学3年の時に原付(私)対車の交通事故を起こしました。私が右折しようとしていたところに、それを追い越そうとした車が接触し、車が大破したという事例です。幸い両当事者とも軽症で済んだのですが、相手方から車の修理代の請求を受けました。当時原付の任意保険に入っておらず、相手側の請求が正当か不当かも分からず、それを相談する場所も分からない状態で、不安な日々を過ごしました。最終的には示談が成立しましたが、この経験が法律を学びたいというきっかけの一つとなりました。

私自身に上記のような経験がありますので、司法書士登録後、機会をいただければ青少年に対する法律教室を行っています。そこで、相談機関が充実しており、法律問題に直面したら一人で抱え込まずに相談機関に相談するよう呼びかけています。

3. 司法書士業務

私が現在属している司法書士の業務は、簡裁代理業務、裁判所提出書類作成、登記業務、成年後見業務など、多岐に渡ります。その中で、私は登記業務を中心に業務を行っています。

登記業務とは、「商業法人登記」と「不動産登記」の二つに分かれます。それぞれの業務でお客様が困られている事例がありますのでご紹介したいと思います。

・商業法人登記

株式会社・有限会社などの会社は、法務局に商号・本店・目的・資本金の額・役員など登記することによって初めて成立します。そして、登記した内容に変更があった場合には、2週間以内にその変更を登記するよう義務付けられており、2週間を経過した場合、過料に処せられます。

会社の商号や目的などについては、そのほとんどが変更の都度登記申請が行われていますが、忘れられたのがちなのが、役員の任期（株式会社）と、役員の

住所変更（株式会社は代表取締役、有限会社は取締役全員）です。これらについても変更から2週間以内での登記申請が必要となりますので、ご注意いただければと思います。

・不動産登記

不動産売買・新築・担保設定などの際に、法務局の名義変更のため書類作成・本人確認・申請代理を行なうのが、不動産登記業務です。その中でも近年増加しているのが、相続に関する登記業務です。

業務の件数が増えますと、問題のある案件も増えるというもので、亡くなった方に相続人がいないケースや、相続人のお一人が行方不明で連絡がつかないケースなど、手続きに時間を費やしたり、もしくは名義の変更にたどり着けないケースなども出てきます。不動産の名義を持たれている方がお亡くなりになる前であれば、遺言書を作成したり、生前贈与を行ったりと、不測の事態を避けるべく色々と準備ができるのですが、亡くなってしまった後となると、できることは限定されてしましますので、周囲に相続関係が複雑になりそうな方がいらっしゃったら、相続対策について呼びかけをいただければと思います。

4. 最後に

若輩者で、自身に何ができるのか分かりませんが、ロータリー活動の活性化に微力ですがお役に立ちたいと思いますので、ご指導ご鞭撻のほどお願ひできればと思います。今後とも宜しくお願ひ致します。